

学校法人谷口学園 幼保連携型認定こども園文の里幼稚園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 谷口学園
所 在 地	大阪市阿倍野区文の里 3-15-28
電 話 番 号	06-6629-2323
代表者氏名	理事長 谷口 富美

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	幼保連携型認定こども園文の里幼稚園
施 設 の 所 在 地	大阪市阿倍野区文の里 3-15-28
連 絡 先	電話番号 06-6629-2323 FAX 06-6622-3250
管 理 者	園長 谷口 登一
対 象 児 童	2歳児以上の小学校就学前児童及び児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	<1号認定：90名> 3歳児：22名 4歳児：31名 5歳児：37名 <2号認定：50名> 3歳児：10名 4歳児：22名 5歳児：18名 <3号認定：10名> 2歳児：10名
開 設 年 月 日	2019年4月1日
事 業 所 番 号	2710051006676

3 施設の目的・運営方針

当園は、義務教育及び生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとして、教育・保育を一体的に提供し、子どもの健やかな成長を図るものとします。

教育理念 みんな なかよく がんばるよいこ

教育方針 幼児期に集団でしかできない経験を通して子どもたちをあたたくはぐくむ

教育目標 ・一人ひとりの子どもに寄り添い、明るく素直で伸びやかな心と体の成長をめざす

・集団生活でこそ味わえる経験を大切にし、信頼感や共感のなかでの育ちあいを支える

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		810.79 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 3階建のうち、1～3階
	延べ床面積	898.61 m ²
園 庭		地上園庭 563.80 m ² 屋上園庭 267.32 m ² ピロティ 238.02 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	7 室	2歳児（こぐま組）、3歳児（あか組、そら組） 4歳児（き組、さくら組） 5歳児（みどり組、ふじ組） 計：7クラス
事務室	2 室	1階（職員室）、3階（会議室）
調理室	1 室	1階

5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成30年4月1日改訂・施行）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 子育て支援

年間に15回程度、未就園児を対象にプレ保育を、また、園庭開放を未就園児の交流の場、子育て支援の場として実施しています。

(3) 育児相談窓口

当園では、育児相談に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	・受付窓口	元川 沙代子
	・電話番号	06-6629-2323
	FAX	06-6622-3250
	担当者が不在の場合は、園長代理までお申し出ください。	

6 職員の職種及び員数 （令和7年9月1日現在）

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日大阪市条例第100号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(1) 園長 1人

園長は、園務全般を統括し、所属職員を監督する。教育・保育に関する最終的な責任を負う。

(2) 園長代理 1人

園長代理は、園長の第一補佐として日常の現場運営を指揮する。園務の一部を分担し、職員の指導監督にあたる。園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。

(3) 副園長 1人

副園長は、園長を助け、園務の企画・調整や対外的な業務を主に担う。

(4) 主幹保育教諭 2人

主幹保育教諭は、園長（及び園長代理）を助け、園務の一部を整理し、園児の教育・保育をつかさどる。また、計画の立案や地域の子育て支援活動などの業務を行い、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て活動などに積極的に取り組む。

(5) 保育教諭 15人

保育教諭は、園児の教育・保育をつかさどる。

(6) 子育て支援員 1人

子育て支援員は、保育教諭を補助して担当業務に従事する。

(7) 調理員 1人

調理員は、自園調理で提供する食事の調理および管理を行う。

(8) 栄養士（委託） 1人

栄養士は、子どもの発達段階に応じた乳幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(9) 事務職員 1人

事務職員は、当園の事務を行う。

7 教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、春・夏・冬の長期休業日、お盆、年末年始、創立記念日、日曜日・祝祭日に行事を実施した場合の代替休日、園長が必要と認めた日
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日、祝祭日及び年末年始
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	※注①：お盆、創立記念日、日曜日・祝祭日に行事を実施した場合の代替休日、園長が必要と認めた日

※注①…家庭保育協力日になります。

- ・1号認定の子どもは、土曜日及び春・夏・冬期の長期休業日（年末年始、お盆を除く）にも預かり保育があり、利用することができます。
- ・2、3号認定の子どもの土曜日の保育は、保護者が土曜日も仕事等で保育が必要との認定がある場合に限りです。
- ・感染症の病気の流行の拡大を防ぐため、園医と相談の上、学級閉鎖・園閉鎖の措置をとることがあります。
- ・午前7時に大阪市に暴風警報が発令されている場合、またあらかじめ交通機関が運休になることがわかっている場合は、当園はお休みになります。原則として、暴風警報以外の警報の発令ではお休みにはなりません。

8 教育・保育を提供する時間

支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

	8:00	8:30	9:30	14:30	16:00	19:00
1号認定 (新2号認定)	有料 早朝預かり 保育	無料 早朝預かり 保育	基本教育時間		有料預かり保育	
2号認定 保育標準時間			保育標準時間			
2号認定 保育短時間			保育短時間		有料延長保育	
3号認定 保育標準時間			保育標準時間			
3号認定 保育短時間			保育短時間		有料延長保育	

- ・1、2号認定の子どもは、制度上、表のような時間区分になりますが、 の部分は各クラスで保育を受け、 の部分は「預かり保育」の部屋で3、4、5歳児一緒に保育を受けます。
- ・3号認定の子どもは、時間帯に関わらず、各クラスで保育を受けます。
- ・1号認定の子どもは8時30分から9時まで、2、3号認定の子どもは8時から9時までの間に登園してください。
- ・2、3号認定の子どもの利用時間は、利用される方との個別の契約となります。
（保育標準時間は8時から19時までの最長11時間、保育短時間は8時から16時までの最長8時間）
保育短時間の子どもの降園が16時を越える場合は、延長保育料をいただきます。（1回30分につき1000円）ただし、8時以前と19時以降の延長保育はありません。お迎えの時間が19時を超過した場合は、認定にかかわらず1回10分につき1,000円を徴収いたします。

9 課外教室について

当園では、保育後に課外教室を実施しています。課外教室は、保護者に直接講師と連絡を取り合ってください、任意のもと、入会していただいております。

10 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

- 1、2号認定の子ども…外部業者からの搬入（外部業者…株式会社 富喜屋）
- 3号認定の子ども………自園調理

(2) 食事の提供を行う日

- ・教育・保育を提供する日は、食事の提供を行います。

※ 1、2号認定の子ども…土曜日、春・夏・冬休みは希望制で給食を提供します。

※ 2号認定の子ども………保育が午前中で終わる日は、お弁当のご持参をお願いします。

※ 3号認定の子ども………土曜日は希望制で給食を提供します。

- ・献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

アレルギー除去食及び代替食に対応しています。(要・診断書提出)

11 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。(令和元年 10 月分より 1 号、2 号認定児の保育料は原則無料とする。)

ただし、月の途中で入退園する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

12 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

本園は、地域社会の中で、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。大阪府・大阪市では、幼稚園等での特別支援教育・保育の充実を図るための補助金制度を設けており、本園は、該当する園児が在籍する場合、大阪府・大阪市に対して該当園児の診断書などの関係資料を提出して補助金の交付申請を行います。

重要事項説明書の上記説明をもって、保護者は、本園の特別支援教育・障がい児保育の基本的な考え方を了承したものとし、補助金申請のための必要資料の取得に協力すること、および、本園が大阪府・大阪市に資料を提出することについて同意したものとします。

また、すべての子どもにとって充実した教育・保育に取り組むために、支援を要する子どもを受け入れられる人数には、年度ごとに限りがございます。療育手帳や障がい者手帳をお持ちの方や、健診等の結果、経過観察やフォローアップ指導、施設への通所等の対象となっている方は必ず入園受付までにお知らせください。

入園前に診断が下りていない方でも、面談や入園後の保育の様子を見て、職員よりお声がけさせていただき場合がございます。その場合、保護者の方には診断書等の関係資料の取得にご協力をお願いします。本園でも可能な限りの配慮を検討いたしますが、職員の配置の都合など、教育・保育の継続が難しいと判断に至った時は、退園のお願いをすることがあります。

13 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定子ども

本園に入園決定し、(希望者が募集人員を上回った場合は抽選) 支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 2・3号認定子ども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 内科、小児科

医療機関の名称	久保田医院
医院長名又は医師名	院長 久保田 佳伸
所在地	大阪市阿倍野区天王寺町北3-9-18
電話番号	06-6719-3277

- (2) 歯科

医療機関の名称	加護歯科医院
医院長名又は医師名	院長 加護 朱美
所在地	大阪市阿倍野区昭和町2-1-7
電話番号	06-6621-2655

- (3) 薬剤師

薬剤師名	加納 純子
所在地	大阪市阿倍野区文の里4-12-18

16 緊急時の対応

- ・お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、応急措置を行い、園医、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。
- ・緊急の災害の備え、年間を通して毎月避難訓練等を行います。
10月頃、保護者との「引き渡し訓練」を実施します。
- ・当園の避難指定場所は明浄学院高等学校です。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	有	・スプリンクラー	有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有

18 虐待の防止のための措置に関する事項

- ・虐待対応マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談窓口	・受付窓口 元川 沙代子 角田 麻衣	
	・電話番号 06-6629-2323 FAX 06-6622-3250 担当者が不在の場合は、園長代理までお申し出ください。	
第三者委員	柴田 洋平	電話番号 03-5336-3390
		弁護士

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

20 利用者に対する保険の種類

当園では、日本スポーツ振興センター等の保険に加入しています。(利用者負担：200円/年)

21 園児の利用状況（令和7年度9月1日現在）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1号認定 子ども	3歳児	28名	40名	30名	17名
	4歳児	32名	25名	36名	29名
	5歳児	28名	30名	25名	34名
2・3号認定 子ども	2歳児	10名	10名	10名	10名
	3歳児	17名	16名	23名	18名
	4歳児	26名	21名	19名	22名
	5歳児	27名	27名	22名	20名

22 自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
自己評価の実施状況	毎年度実施	ホームページに掲載

23 当園におけるその他の留意事項

宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する 宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
--------------------	---

24 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

公表・公示された事項 なし

25 その他

重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、別途お知らせさせていただきます。

別 表

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

	1号認定のこども	2号認定のこども	3号認定のこども
入園前	○入園受入準備金…50,000 円 ○保育用品費（保育用品、制服、スポーツ服等） …40,000 円程度		○入園受入準備金…50,000 円 ○保育用品費(クラス帽子・ベッド用パッド等) …3,700 円程度
毎月	○保育料…無償		○保育料…保護者の市民税に基づく金額 ・保育標準時間か短時間かでも、金額が違います。 ・大阪市在住の方の場合 令和元年度の金額は0円～70,600円です（階層に応じて）。 ※「無償化」は住民税非課税世帯のみが対象です。
	○教育充実費…6,000 円	○教育充実費…8,000 円	○教育充実費…8,000 円
	○育友会費…1,000 円（1,200 円に上がる可能性があります）		
給食費	月額7,000円（長期休暇中は、1食450円【主食費140円＋副食費310円】×実食回数を別途徴収） ※多子世帯のお子様や利用者負担区分により 主食費のみとなる場合があります。（月額…2,100円）		○保育料に含みます。
その他	○教材費…年額7,000円 ○園外保育代（遠足、宿泊保育等）…10,000円程度		○教材費…年額7,000円

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

時間外保育に係る利用者負担

預かり保育 (1号)	○月ぎめ利用料…1ヵ月12,000円 ○臨時利用料…1回1,000円（保育終了後からの参加）、1,200円（土曜日・夏・冬・春休み） ※保護者の方の用事等による預かり保育の利用は、「無償化」の対象にはなりません。 ※1号認定のこどもの「早朝預かり保育」のうちの8時～8時30分の時間帯は、有料となります（月ぎめ…2,000円、1回…200円） ただし、 ①預かり保育の参加費を月ぎめでいただいている方 ②就労されており、通勤のためこの時間帯にお子さんを登園させる方 上記①、②（職場からの就労の証明が必要）については、無料とさせていただきます。
	○午後4時までの利用料…1回500円（①保育終了後からの参加、②土曜日、春・夏・冬休み） ※午後4時以降は、30分につき100円の利用料をいただきます。 ※1ヵ月分の参加費の合計金額を、翌月10日までに、まとめてお支払いいただきます。 後日、大阪市より、1日の無償化相当額450円×日数分が振り込まれます。
新2号	
延長保育	○2・3号の保育短時間認定の子どもの降園が16時を越えた場合は「延長保育」となり、延長保育料をいただきます。（1回30分につき100円） ○認定にかかわらず、お迎えの時間が19時を超過した場合は、延長保育料をいただきます。（1回10分につき1,000円）